

○御代田町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成27年12月14日告示第46号

御代田町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、危険住宅を除却（解体又は曳（ひき）家を含む。）して移転する者が行う災害危険住宅移転事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、御代田町補助金等交付規則（昭和50年御代田町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(危険住宅)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定により長野県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格建築物（居室を有するものに限る。）又はこの区域に存する建築物（居室を有するものに限る。）のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）が是正勧告を行ったものをいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類、対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助金の額
危険住宅除却事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費	国及び県から町に対して交付される補助金の額（以下「国・県補助額」という。）に国庫補助対象額の4分の1に相当する額を加えた額以内。ただし、1住宅当たり802千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の町内における建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額	国・県補助額に、国庫補助対象額の4分の1に相当する額を加えた額以内。ただし、1住宅当たり、住宅の建設又は購入については3,190千円、土地の取得については960千円を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、御代田町災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 御代田町災害危険住宅移転事業計画書（様式第2号）
- (2) 御代田町危険住宅に代わる住宅建設事業工事（購入）設計書（様式第3号。危険住宅に代わる住宅の建設事業の申請をしようとする場合に限る。）
- (3) 危険住宅を所有していることが分かる書類
- (4) 危険住宅の除却の場所及び危険住宅に代わる住宅の位置図
- (5) 危険住宅に代わる住宅の平面図（危険住宅に代わる住宅の建設事業の申請をしようとする場合に限る。）
- (6) 危険住宅の写真（全景が分かるもの2面以上）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理し、補助金の交付の決定をしたときは、規則第7条の規定にかかわらず、御代田町災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をした場合において、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第6条 補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、第4条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとするときは、あらかじめ御代田町災害危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第5号）に変更後の関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又は計画

(2) 補助対象経費の額

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、御代田町災害危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第6号）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに御代田町災害危険住宅移転事業遅延等報告書（様式第7号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書（様式第8号）により補助対象事業者に指示するものとする。

(中止又は廃止)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、御代田町災害危険住宅移転事業中止（廃止）届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後速やかに御代田町災害危険住宅移転事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 御代田町危険住宅移転事業実施状況調書（様式第11号）

(2) 御代田町危険住宅除却事業費支払内訳書（様式第12号）

(3) 前号の支払内訳書に係る事業費の支払済であることを証する書類の写し

(4) 危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し（危険住宅に代わる住宅の建設事業の実績報告をしようとする場合に限る。）

(5) 危険住宅に代わる住宅の建設用地として取得した土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し（危険住宅に代わる住宅の建設事業の実績報告をしようとする場合に限る。）

(6) しゅん工写真（全景が分かるもの2面以上）

(7) 危険住宅に代わる住宅へ移転後の補助対象事業者の住民票の謄本（危険住宅に代わる住宅の建設事業の実績報告をしようとする場合に限る。）

(8) その他町長が必要と認める書類

2 実績報告書及び前項各号に掲げる関係書類の提出期限は、規則第13条の規定にかかわらず、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、補助金の額を確定したときは御代田町災害危険住宅移転事業補助金確定通知書（様式第13号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象事業者は、前条に規定する通知書の交付を受けたときは、速やかに、御代田町災害危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第11条 町長は、補助対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。